

平成30年度山形いきいき子育て応援企業総合支援事業 女性管理職育成のための研修派遣支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山形いきいき子育て応援企業総合支援事業実施要領の7「支援措置」における女性管理職育成のための研修派遣支援金(以下「支援金」という。)の交付に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「企業等」とは、山形いきいき子育て応援企業として県が登録又は認定している企業等をいう。

(交付対象企業等の要件)

第3条 支援金交付の対象となる企業等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 交付申請をする月の初日の従業員数(正社員に限る。)が300人以下の企業であること。但し、全従業員(正社員に限る。)に占める女性従業員割合が3割未満の企業等については、この限りではない。
 - (2) 女性管理職の育成を目的とし、当該年度の3月31日までの間に社外研修(自社主催の研修を除く。)に、未だ課長相当職以上の管理職に就任していない女性従業員(正社員に限り、かつ事業主、事業の経営担当者及び事業主の3親等以内の者を除く。)を派遣し、かつその研修に係る受講料を企業等が全額負担していること。
 - (3) 労働基準法第37条を遵守していること。
- 2 交付対象は、交付を申請する年度の4月1日以降に前項第1号から第3号の要件を満たす企業等とする。
- 3 前項各号の要件を満たす場合においても、国、地方公共団体、特定独立行政法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人又は国若しくは地方公共団体が1/2以上を出資している法人に対しては、支援金は交付しないものとする。
- 4 第1項各号の要件を満たす場合においても、山形労働局から類似の助成を受けている場合又は助成を受ける予定がある場合は、支援金は交付しないものとする。

(対象となる研修の内容及び時間)

第4条 支援金交付の対象となる研修は、次の各号のいずれかに該当するもので、かつ研修受講時間が3時間以上のものとする。

- (1) 女性管理職育成を目的とした意識改革、人事考査、コーチング等スキル取得などの管理職として必要な知識を付与する研修。
- (2) 管理職登用に向けた資格取得のための研修。

(支援金の額及び交付回数)

第5条 支援金の額は、対象となる研修に係る受講料と3万円のいずれか低い額とし、交付回数は同一法人他事業所の交付実績と通算し当該年度につき2回までとする。なお、支援金の交付は、予算の範囲内とする。

(交付申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする企業等は、第3条の要件を満たすことを証明する書類を添付の上、様式第1号「山形いきいき子育て応援企業総合支援事業・女性管理職育成のための研修派遣支援金交付申請用紙」を、平成30年4月1日から平成31年3月31日まで、山形県知事あて提出するものとする。

(審査)

第7条 若者活躍・男女共同参画課長は、前条の申請の内容について、審査を行う。

- 2 若者活躍・男女共同参画課長は、必要に応じ、申請者に対して説明を求める場合がある。

(交付の時期)

第8条 支援金を交付する時期は、原則として5月、7月、9月、11月、1月及び3月とする。

(報告)

第9条 支援金の交付決定を受けた企業等は、決定通知後6ヶ月後に速やかに、本支援金の対象となる研修を受けた女性従業員の管理職登用等に係る状況について、様式第2号「女性管理職登用等に関する現況報告書」を山形県知事あて提出するものとする。

(支援金の返還)

第10条 支援金の交付の後、要件を満たしていないことが判明した場合は、全額を返還させることとする。

(公表)

第11条 支援金の交付を受けた企業名、対象となった研修及び第9条で定める報告内容については、県のホームページ等において公表するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に当たり必要な事項は、山形県知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。